社会資本整備審議会道路分科会 第85回基本政策部会(R7.6.20)資料

新たな 道路啓開計画の 枠組み

> 令和7年6月20日 国土交通省道路局



改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施(承認工事の特例の創設)

※道路啓開:土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景 · 必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識 (人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保)

激甚化・頻発化する 自然災害への対応強化



これまでの全国の啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法等

→ 法定協議会(道路管理者+関係機関)を経て決定

■令和6年能登半島地震における道路啓開

STEP1 各役所(輪島市、能登町、珠洲市)までのアクセス(縦軸・横軸)を確保 多数の孤立集落かあるR249等の沿岸部へのアクセス(「くしの歯」の「歯」)を優先的に確保 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施 海側から人員・盗機材を搬入 珠洲市 門前町 から人員・盗機材を搬入 非洲市 上産湾

道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力 のもとで車両・ガレキ 移動、倒壊電柱除却 などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の 実績や、地域の災害 想定の見直し等を踏 まえて計画を見直し

今後の予定

令和7年4月16日

改正道路法 公布•施行

令和7年6月20日 (本日) 基本政策部会 新たな道路啓開計画の枠組み<報告>

令和7年 夏頃

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波災害】策定・公表

令和7年 夏頃

広域ブロック単位 道路啓開計画法定協議会 設立



令和7年度内目標

広域ブロック単位 道路啓開計画 策定・公表

> 都道府県単位 道路啓開計画法定協議会 設立

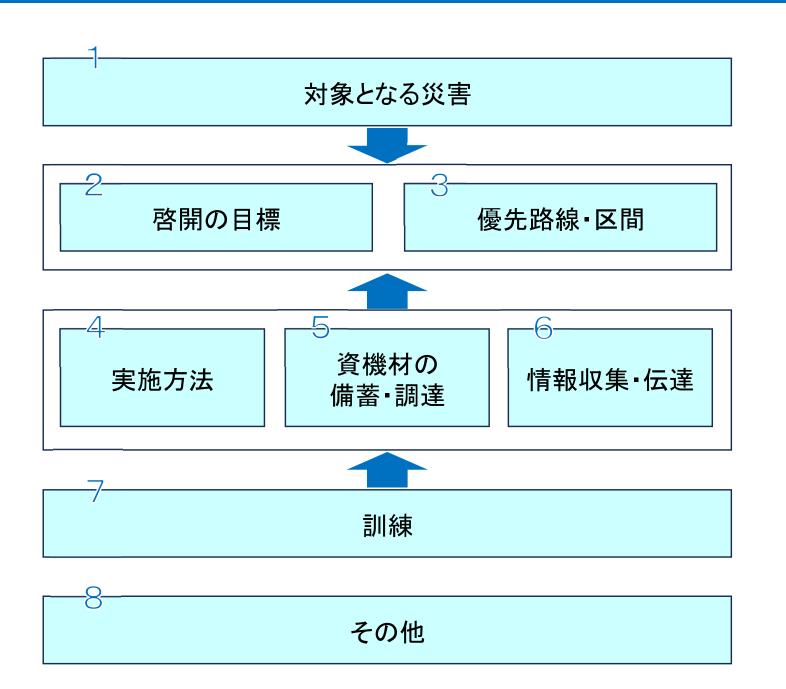
※順次、他の自然災害について検討

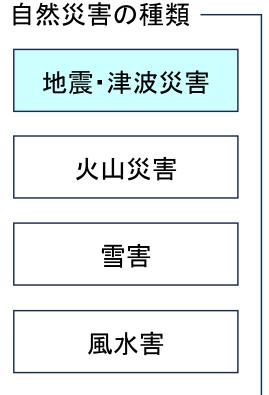


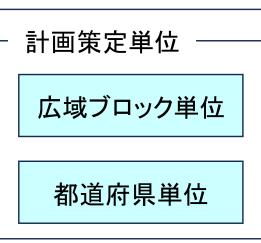
都道府県単位 道路啓開計画 策定·公表

令和8年度内目標

道路啓開計画の基本的な構成



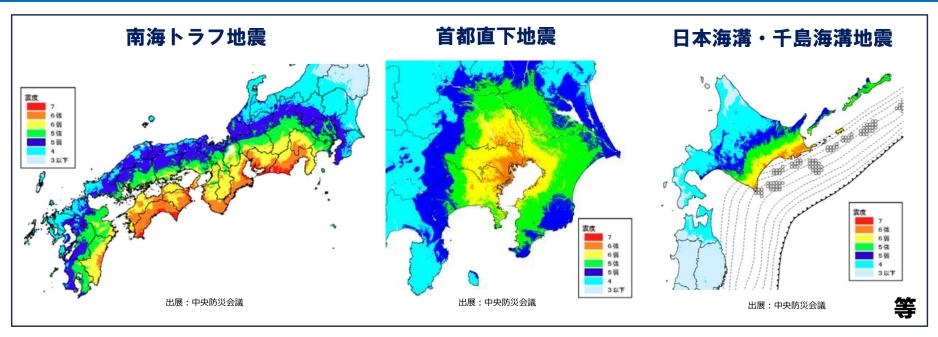




1. 対象となる災害

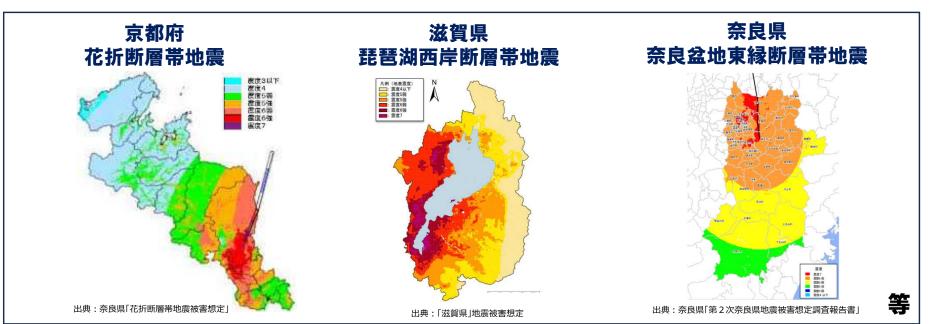
(1)
広域

整備局等 ブロック単位



(2) 地域

> 都道府県 単位

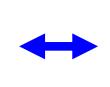


北海道での災害想定:日本海溝・千島海溝地震、北海道公表の各断層モデルの地震・津波の被災想定

「2. 啓開目標」と「3. 優先路線・区間」

例:中部版「くしの歯作戦」(令和7年3月改訂)

中部地方幹線道路協議会 中部管理防災・震災対策検討分科会



STEP 1

《広域支援ルート》

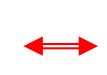
発災から概ね1日以内 (くしの軸となるルート)



STEP 2

《被災地進出ルート》

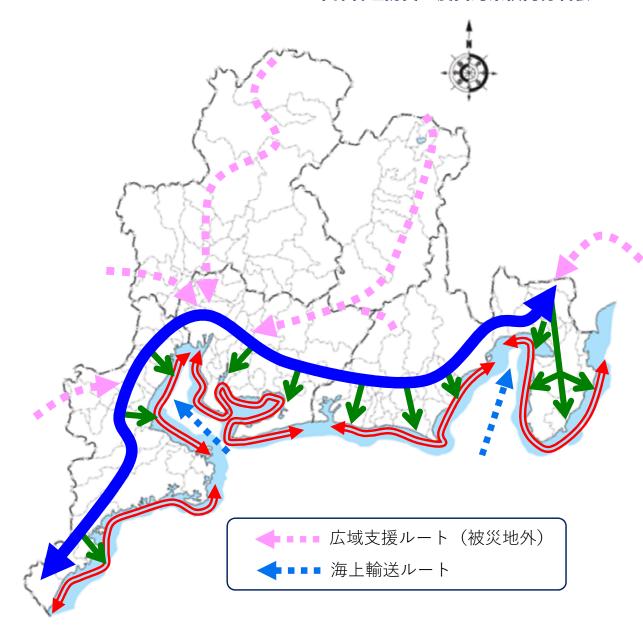
発災から概ね1~2日以内 (くしの歯となるルート)



STEP 3

《被災地内ルート》

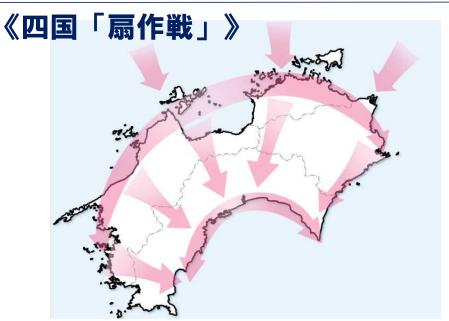
発災から概ね3日以内



(参考) 各ブロックのオペレーション例

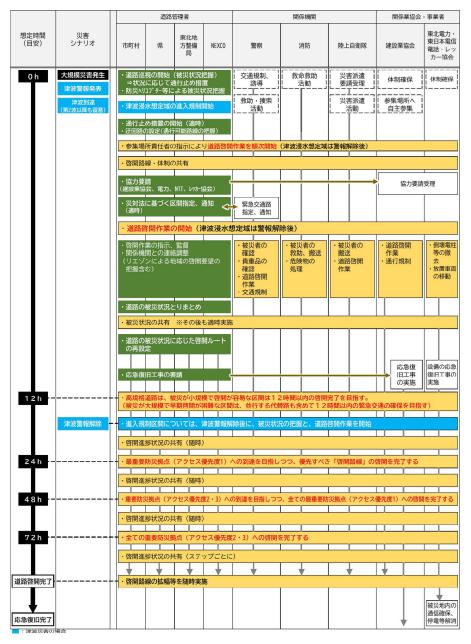




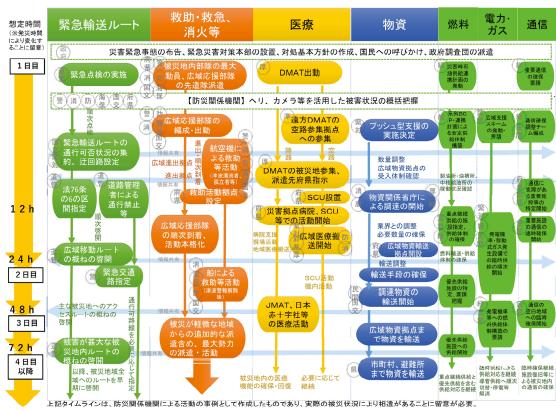


4. 実施方法 〈タイムライン〉

例:東北道路啓開計画【初版】 (令和6年12月)より抜粋



例:中国地方道路啓開計画 (令和7年1月)より抜粋



4. 実施方法<24条承認工事の特例>

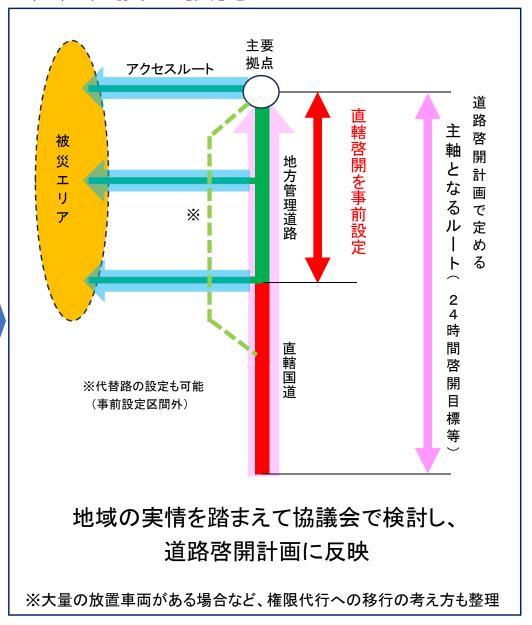
(1) 能登半島地震の実例

北陸地整が啓開支援した路線(令和6年1月5日時点)

- 能登半島の軸となる路線について、主要な拠点(輪島市、珠洲市)までの 区間を県からの要請に基づき直轄で啓開。
- 道路啓開計画では、主に24時間で啓開する広域啓開ルートが中心。
- のと里山海道は大きく被災したため、並行する国道249号を啓開。



(2) 今後の検討



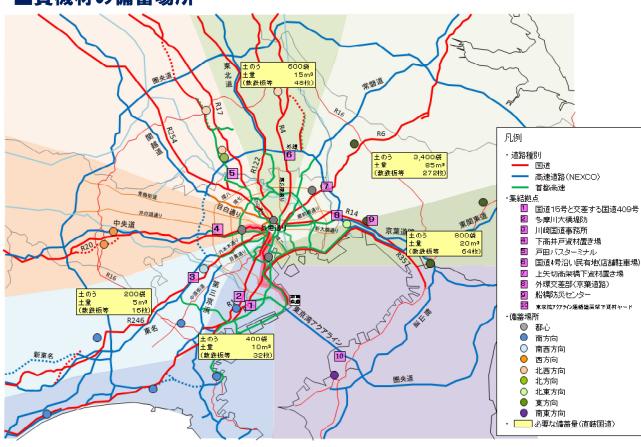
5. 資機材の備蓄・調達

例:首都直下地震道路啓開計画(第4版)(令和6年7月)より抜粋

■被災想定を踏まえた資機材料

方位	事務所名	路線名	資機材量(橋梁段差) ^{※1}		
			土のう (袋)	土量 (㎡)	敷鉄板等 (枚)
1. 南	横浜国道	R1	200	5	16
		R15	200	5	16
		小計	400	10	32
2. 南西	川崎国道	R246	200	5	16
3. 西	相武国道	R20	0	0	0
4. 北西	大宮国道	R17	0	0	0
		R254	0	0	0
		小計	0	0	0
5. 北	北首都国道	R4	600	15	48
6. 北東	首都国道	R6	1,800	45	144
		R14	1,600	40	128
		小計	3,400	85	272
7. 東	千葉国道	R357	800	20	64
合計			5,400	135	432

■資機材の備蓄場所



必要量

備蓄量

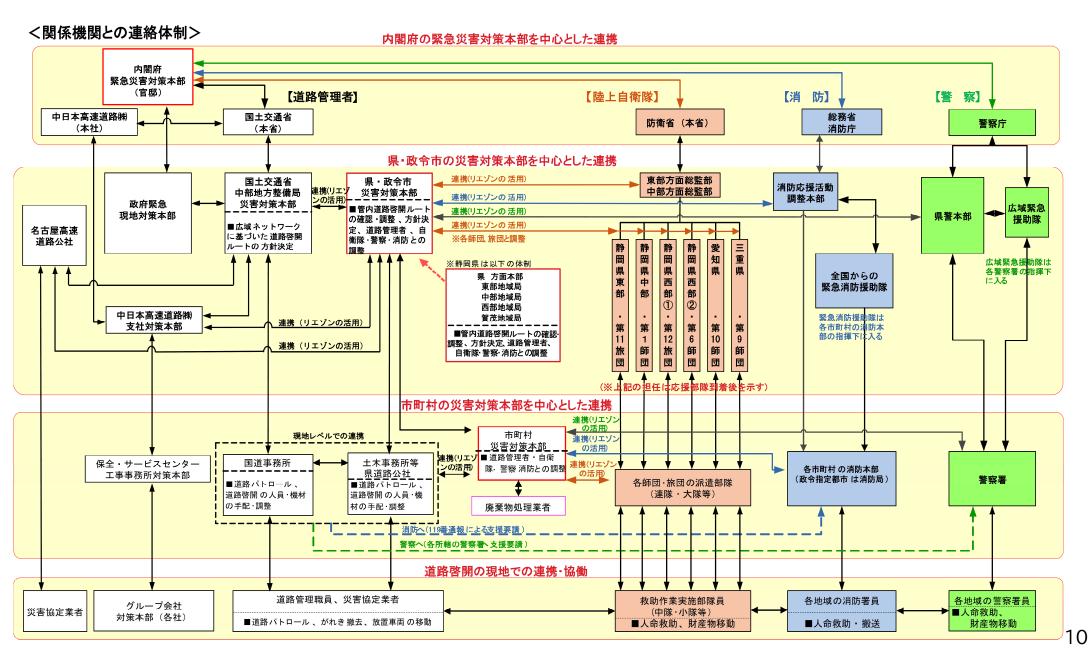
不足量

調達計画

(要定期確認)

6. 情報収集•伝達

例:中部版「くしの歯作戦」(令和7年3月改訂版)より抜粋



参考: 孤立情報の収集

例: [石川県発表]被災等の状況について(第24報令和6年1月8日14時00分現在)より抜粋

令和6年能登半島地震による被害等の状況について(危機管理監室)



2 孤立集落·要支援集落等 ※人数は市町からの報告値(不明箇所等の詳細は確認中) 輪島市の孤立集落

大屋(182人)、河原田(不明)、鵠巣(729人)、町野(104人)、南志見(222人)、西保(814人)、仁岸(7人)、小山(26人)、諸岡(61人)、上河内(7人)、小石(8人)、本郷(3人)、浦上(303人)、七浦(351人) 等 14地区 2,817人

珠洲市の孤立集落

真浦<u>(4人)</u>、清水(15人)、仁江(43人)、片岩(37人)、長橋(50人)、大谷(346人) 宝立町大町(不明) 7地区 495人 ※宝立町小屋は孤立解消済み。引き続き支援。

穴水町の孤立集落 麦ケ浦(20人)

1地区 20人

能登町の孤立集落

水滝(5人)、柳田信部(8人) 2地区 13人

合計24地区 3,345人

※その他、被災地域全域に要支援集落等が存在

※孤立集落

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車で通行可能かどうかを目安)が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となっている集落。

- ○地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積 ○地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- ○津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 地震または津湯
- ○地震または津波による船舶の停泊施設の被災

※要支援集落: 孤立は解消されたが、引き続き支援が必要な地域

7. 実践的な訓練

これまで(不定期)

放置車両の移動





災害発生時に緊急車両の通行の 妨げとなる放置車両を移動するための作業手順などを確認

今後の充実(毎年の計画的な実施)

倒壊した電柱や倒木の撤去

孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルートの選定

被災情報等の収集や建設業者等への情報の伝達

海路、空路等を活用した啓開ルート確保



8. その他

- ① 協議会の設置・運用
- ② 定期的な計画見直し
- ③ 電柱倒壊等のリスク
- ④ 道の駅の活用
- ⑤ 道路ネットワークの課題
- ⑥ 複合災害への対応



能登半島地震により倒壊した電柱



実働部隊が集積する「道の駅」